

## 第2章 人権を取り巻く状況

### 1 国際的な潮流

人類社会は、長い歴史の中で、差別や圧政と闘いながら、自由や平等などの権利を勝ち取ってきました。特に20世紀における二度の大戦を通して、世界平和のための国際的な人権保障システムの重要性・必要性を実感し、国連を中心に世界的な取組みが進められてきました。

1948年（昭和23年）第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平等の基礎である」として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」と全世界に表明しました。

この意義は大きく、その後、宣言の理念は、1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966年（昭和41年）「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979年（昭和54年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）、2006年（平成18年）「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）などの採択や、1968年（昭和43年）「国際人権年」をはじめとする様々な国際年の設定を通して、具現化が進められてきました。

しかしながら、現在でも世界各地で勃発する戦争やテロは非戦闘員の女性・子どもたちをはじめ関係のない一般の民衆を巻き込み多くの尊い人命が奪われています。また、各地では食糧不足や貧困などにより、無就学、低賃金や劣悪な労働、人身売買など深刻な社会問題にも直面しています。国連では、1994年（平成6年）の第49回国連総会において「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

2004年（平成16年）には国連総会において、全世界的規模で人権教育を徹底させるため、第1フェーズ2005～2009年（平成17～21年）を初等中等教育、第2フェーズ2010～2014年（平成22～26年）を高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍関係者への人権教育に焦点を当てた「人権教育のための世界計画」が採択されました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015年（平成27年）の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、そ

## 第2章 人権を取り巻く状況

---

の前文で「誰一人取り残さないことを誓う」と明記されているように、人権尊重の考え方が基礎にあります。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組みが進められています。

### 2 わが国における取組み

国においては、人権を取り巻く国際的潮流を受けて1995年（平成7年）12月、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）7月、国内行動計画が策定されました。

その中で、「この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立ち一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する」とし、国の基本姿勢を示すとともに、人権についての理解と人権尊重の意識向上が重要であり、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題としています。

また、1996年（平成8年）地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）の意見具申においては、「人権の尊重が平和の基礎」であり、21世紀を「人権の世紀」と位置づけ、日本が国際社会の一員としての世界各国との連携・協力の下に積極的な役割を果たしていくことが重要な責務であると述べています。また、我が国固有の人権問題である部落差別問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとししました。地対協が指摘したこの事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

1999年（平成11年）人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の具体的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年（平成14年）3月同法に基づく基本計画が示されました。

その後、国の基本計画は、2011年（平成23年）に、北朝鮮当局による拉致問題等を追加する一部改訂が行われています。

また、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が整備されました。

そして、2016年（平成28年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権に関する三つの法律が整備されました。

### 3 福岡県における取組み

福岡県では、1997年（平成9年）に知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」が設置されました。このことを踏まえ同年「ふくおか新世紀計画」を策定し、計画では、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあり、ともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題である」との認識の下に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る」ことを明記しています。

また、人権教育を総合的かつ効果的に推進するため、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」が策定されました。この行動計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するために、それまでの部落差別問題解消教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組みが進められてきました。

さらに、2004年（平成16年）に行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じた人権教育・啓発が推進されてきました。

そして、2018年（平成30年）には、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネット上の人権侵害などの人権問題が新たに顕在化するなど、社会状況の変化を踏まえた基本指針の改定が行われています。

また、2017年（平成29年）に、障がいのある人への差別的取扱いをなくすため「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。2019年（平成31年）3月には、性暴力の根絶及び被害者支援のため「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が施行され、同月、部落差別のない社会の実現を目指すため「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

### 4 飯塚市における取組み

本市は2006年（平成18年）に1市4町が合併して飯塚市となり、面積約214 k m<sup>2</sup>で福岡県のほぼ中央部に位置しています。

また本市は明治時代以降の日本の近代化を支えた筑豊炭田の都市として発展してきたことで、旧産炭地が存在するという歴史的、社会的事情を背景に、旧市町においても同和対策審議会答申、特別措置法の制定を機に人権・部落差別問題解消教育の推進や地域の改善対策に取り組んできました。

しかしながら、生活環境の改善については一定の成果は見られたものの、部落差別問題の解決には至っておらず、このような現状を踏まえ、「飯塚市人権擁護に関する条例」や「飯塚市男女共同参画推進条例」等の制定をはじめ、国の計画や県の指針に基づき、2010年（平成22年）1月には「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

また、その理念を具現化するものとして2011年（平成23年）3月には「飯塚市人権教育・啓発実施計画」、2016年（平成28年）3月には「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

2017年（平成29年）には市の最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」を策定し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に掲げ、まちづくりの基本理念の1つとして「人権を大切にする市民協働のまち」を定めています。そこでは市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりの推進をはじめ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりの推進、市民・各種団体・NPO・事業者等と行政の協働による活力ある地域づくり、市民がまちづくりに参画するための情報共有・発信を施策方針として示しています。

2018年（平成30年）4月には、個別の差別解消に向けた法の理念にのっとり、部落差別をはじめとして女性、子ども、障がいのある人、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進するため、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて更なる人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。この条例に基づき、2019年（令和元年）9月には、人権問題に関する市民の意識について把握するため「飯塚市人権問題市民意識調査」を実施しました。

また、虐待予防のために地域と行政が連携して子育て支援を行うこと、子どもを守るために地域と行政が連携して虐待防止の取組みを行うことを基本方針とした「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を2019年（平成31年）4月に施行しています。2020年（令和2年）4月には、人権尊重及び男女共同参画の視点に立ち、協働のまちづくりを推進するため、「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。